

別表八(一)
「12」若しくは「25」欄に記載がある場合又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

①

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度

法人名

御注意

2 1 「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮配帳に係る積立金の額を含みます。
と記載し、「39」及び「40」の各欄に記載する必要があります。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1	円
受取配当等の額 (34の計)	2	
負 当期に支払う負債利子等の額	3	
連結法人に支払う負債利子等の額	4	

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円
受取配当等の額 (34の計)	15	
負 当期に支払う負債利子等の額	16	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的に帰するべき資本に対応する利子の損金不算入額	17	
5)と別表十七(二の二)「24」又は(別表十七(二の二)「29」二)「17」のうち多い金額	18	
額の損金算入額 七(二の三)「10」)	19	
計 一(17)+(18)	20	
1月1日から平成29年3月31日の間に開始した各事業利子等の額の合計額	21	
年度の関連法人株式等子等の額の合計額	22	
子 控 除 割 合 (21) (20)	23	円
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)	24	
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	25	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	26	
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)	27	
受取配当等の益金不算入額 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)	28	
当年度実績による場合の総資産価額等の計算	29	
区分	30	
総資産の帳簿価額	31	
連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	32	
総資産価額 (27)-(28)	33	
期末関連法人株式等の帳簿価額	34	
前期末現在額	35	円
当期末現在額	36	円
計	37	
受取配当等の額の明細	38	
完全子法人株式等	39	
法人名本店の所在地	40	
受取配当等の額の計算期間	41	
受取配当等の額	42	円
左のうち益金の額に算入される金額	43	
益金不算入の対象となる金額 (35)-(36)	44	
計	45	
非支配目的株式等	46	
法人名本店の所在地	47	
基準日	48	
保有割合	49	
受取配当等の額	50	円
左のうち益金の額に算入される金額	51	
益金不算入の対象となる金額 (41)-(42)	52	円
計	53	

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」
- 「区分番号」欄：「00583」
- 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額

※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

「38」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」
- 「区分番号」欄：「00278」
- 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額